

○国立大学法人埼玉大学教育機構統合キャリアセンター S U 規程

〔平成28年3月17日〕
規則第71号
改正 平成31. 3. 7 30規則35

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき、教育機構統合キャリアセンターS U (以下「統合キャリアセンター」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 統合キャリアセンターは、学生の就職・生活に関する総合的な支援を企画立案及び実施するとともに、免許状更新講習を企画及び実施することを目的とする。

(業務)

第3条 統合キャリアセンターにおいては、次に掲げる業務を行う。

(1) 就職・生活支援

ア 学生の就職・生活支援に関する企画立案及びその実施

イ その他学生の就職・生活支援に関し必要な事項

(2) 免許状更新講習

ア 免許状更新講習の企画及びその実施

イ その他免許状更新講習に関し必要な事項

(組織)

第4条 統合キャリアセンターは、次の教職員をもって構成する。

(1) 教育機構長

(2) センター長

(3) 副センター長

(4) 基盤教育研究センター専任教員 (キャリア教育担当)

(5) 兼任教員

(6) スーパーバイザー

(7) 事務職員

(8) その他学長が必要と認めた教職員

(センター長)

第5条 センター長は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第6条第1項に規定する事務職員の副機構長をもって充てる。

2 センター長は、統合キャリアセンターの業務を統括する。

(副センター長)

第6条 センター長の下に副センター長2人を置き、第3条第1号の業務を担当する副センター長は、学生支援課長をもって充て、同条第2号の業務を担当する副センター長は、本学の専任教員のうちから、学長が委嘱する。

2 教員の副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任教員)

第7条 兼任教員は、各学部副学部長をもって充てる。

(スーパーバイザー)

第8条 スーパーバイザーは、主にインターンシップに関する業務を行うほか、キャリア形成支援に関する業務を行う。

(事務)

第9条 統合キャリアセンターの事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学教育機構学生支援センター規程(平成24年規則第19号)及び国立大学法人埼玉大学教育機構教員免許センター規程(平成24年規則第21号)は、廃止する。

附 則 (平成31. 3. 7 30規則35)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。